

市火災予防条例の一部を改正しました

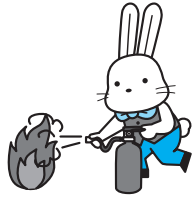
平成25年8月に福知山市(京都府)で発生した花火大会会場での火災を踏まえ、市内で行われる全ての催し(イベント)での主催者、露店関係者の皆さんによる「自主的な防火管理体制」を徹底するため、条例の一部を改正しました。祭礼や縁日などの催しに出店する露店などで使用する対象の火気器具などの取り扱いおよび、屋外で行われる大規模な催しの指定と防火管理業務を新たに規定し防火安全対策を強化したものです。

問／予防課 ☎534-9103

対象の火気器具を使用する露店などを出店する場合には「消火器の準備」と「事前の届け出」が必要になります

消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会など、多くの方が集まる**全ての催し**



(屋内または屋外)で、対象の火気器具(下記参照)を露店、屋台などで使用する場合は、迅速な初期消火と被害の拡大を防止するため、**消火器を準備してから**使用してください。

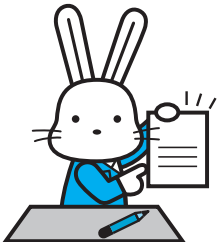
※近親者によるバーベキューや花見などは対象外ですが、十分に安全性を確認の上、行いましょう。

露店などの開設届出

対象の火気器具を使用する露店、屋台などを出店する場合には、出店者が事前に消防機関へ「**露店等の開設届出書**」を届け出る必要があります。

※開設する日のおおむね5日前までに所轄する消防署へ届け出てください。

所轄する消防署が分からない場合などは、お問い合わせください



対象の火気器具など(例)



発電機



こんろ



グリドル



カセットコンロ



電熱器



七輪



綿菓子機

ここで紹介するものは、対象の火気器具の一部です。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページ(総合トップ右側バナー「消防本部」→「新着情報」内)をご覧ください。

屋外で大規模な催しを開催する場合の防火管理

「指定催し」について

屋外での大規模な催しのうち、消防長が別に定める要件に該当し、対象の火気器具などの周囲で火災が発生した場合に人命または財産に、特に重大な被害を与える恐れがある催しを「**指定催し**」に指定します。指定催しは消防長が主催者に通知し、公示します。

※消防長が定める要件：

1日10万人以上の観客を見込み、露店などが100店舗程度出店する催しが該当します。その他条件がありますので、詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

指定催しの防火管理について

指定催しの主催者は、防火担当者を定め火災予防上、必要な**火災予防業務計画**を作成し、開催日の14日前までに消防長へ提出してください。

開催日には当該計画に基づいた安全管理を行うことが義務付けられます。